

学校法人渡辺学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人渡辺学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、その事務所を東京都板橋区加賀1丁目18番1号におく。

(運営の基本)

第3条 この法人の運営は、私立学校法その他の法令に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第4条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 東京家政大学 大学院 (人間生活学総合研究科)
 家政学部 (児童学科、児童教育学科、栄養学科、服飾美術学科、環境教育学科、造形表現学科)
 栄養学部 (栄養学科、管理栄養学科)
 児童学部 (児童学科、初等教育学科)
 人文学部 (英語コミュニケーション学科、心理カウンセリング学科、教育福祉学科)
 健康科学部 (看護学科、リハビリテーション学科)
 子ども支援学部 (子ども支援学科)

(2) 東京家政大学短期大学部 保育科、栄養科

(3) 東京家政大学附属女子高等学校 全日制課程 普通科

(4) 東京家政大学附属女子中学校

(5) 幼稚園型認定こども園 東京家政大学附属みどりヶ丘幼稚園

2 この法人は前条の目的を達成するために、次に掲げる保育施設を設置する。

- (1) 東京家政大学ナースリールーム (事業所内保育所)
(2) 東京家政大学かせい森のおうち
(3) 幼稚園型認定こども園 東京家政大学附属みどりヶ丘幼稚園

3 この法人は前条の目的を達成するために、次に掲げる障害児通所支援施設を設置する。

- (1) 東京家政大学かせい森の放課後等デイサービス
(2) 東京家政大学 児童発達支援事業所 わかくさ

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に次の役員をおく。

理事 12人
監事 2人

(理事の選任及び親族関係者等の制限)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 東京家政大学長及び東京家政大学附属女子高等学校長
2人

(2) 第15条第1項第1号の規定により選出された評議員のうちから互選された者
2人

(3) 第15条第1項第2号の規定により選出された評議員のうち現にこの法人の役員又は職員（この法人の設置する学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）でない者（なかった者を含む。以下同じ。）から投票により選任された者

2
人

(4) 学識経験者のうちから理事会において理事定数の3分の2以上の同意を得て選任された者
2人

ただし、選任される学識経験者のうち1名以上は、現にこの法人の役員又は職員でない者が含まれるよう選任しなければならない。

(5) この法人に特に関係ある者のうちから前各号の規定により選出された理事の協議により選任された者
2人

(6) 現にこの法人の役員又は職員でない学識経験者のうちから前各号の規定により選出された理事の協議により選任された者

1
人

(7) 現にこの法人の事務職員である者（第1号、第2号、第4号及び第5号において選任されたこの法人の職員を除く。）のうちから事務職を代表する者として第1号から第5号までの規定により選出された理事の協議により選任された者

1
人

- 2 理事が再任される場合、当該理事が最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でない者として選任された者は、再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなすものとする。
- 3 第1項第1号、第2号、第3号及び第7号に規定する理事は、学長、高等学校長、評議員又はこの法人の職員の地位を失った場合には、理事の職を失うものとする。
- 4 理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係のある者が1人を超えて含まれることになつてはならない。

(監事の選任及び親族関係者等の制限)

第8条 監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 監事には、この法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族その他特殊の関係のある者が含まれることになつてはならない。
- 3 監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

4 監事の選任にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(理事長及び常務理事)

第9条 理事は互選によって理事長1人を定める。

2 理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、法人内部の事務を総理し、この法人の業務についてこの法人を代表する。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

4 理事長は、この法人の事務を分掌させるために、理事会の同意を得て、理事のうち若干人を常務理事に委嘱することができます。

5 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に従い業務を分担処理する。

(理事会)

第10条 この法人に理事をもって構成する理事会をおく。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の業務の執行を監督するほか、次の事項を掌理する。

(1) 予算及び決算に関する事項及び重要な資産の処分に関する事項

(2) 事務の運営並びに経理の執行に関する事項

(3) この法人の教職員の任免に関する事項

(4) この法人の役員及び評議員の就退任に関する事項

(5) その他この法人の業務に関する事項

(監事の職務)

第11条 監事は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出すること

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員の報酬)

第11条の2 役員は、その地位にあることのみに基づき報酬を受けてはならない。

(役員の解任及び退任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至った場合は、理事定数の4分の3以上出席した理事会において、理事定数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(役員の任期)

第13条 役員（第7条第1項第1号に掲げる者を除く。）の任期は、3年とする。ただし、役員は再任されることができる。

- 2 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。
- 3 役員に欠員を生じた場合は、その役員が選任された方法により補欠の役員を補充する。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 役員は任期満了の後でも、後任の役員が選出されるまでは、なお、その職務（理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行うものとする。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員)

第14条 この法人に評議員25人以上29人以内をおく。

(評議員の選任)

第15条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の専任教職員の互選により選出された者 13人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業し、年齢25歳以上の者で渡辺学園緑窓会の推薦による者。ただし、現にこの法人の専任教職員である者を除く。 5人以上9人以内
 - (3) この法人の理事会の推薦による者 4人以上7人以内
- 2 前項第1号に規定する評議員は教職員の地位を失った場合には評議員の職を失うものとする。

(評議員会の議長)

第16条 評議員は、その互選により評議員会の議長を定める。

(評議員の職務)

第17条 評議員は評議員会を組織し、次の職務を行う。

- (1) 理事会の諮問に対し答申する。
- (2) 理事会に意見を具申する。
- (3) その他理事会より提出された事項を審議する。

(評議員の解任及び退任)

第18条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(役員の規定の準用)

第19条 第11条の2及び第13条の規定は評議員に準用する。この場合、「役員」及び「理事又は監事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

第5章 会議

(会議の開催)

第20条 理事会は、毎月1回、評議員会は毎年3月、5月及び11月に例会を開き、その他必要に応じて臨時会を開くことができる。

(会議の招集)

第21条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

- 2 第11条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 3 評議員会は、理事長が評議員会の議長と協議の上これを招集する。
- 4 理事長は、理事若しくは評議員の3分の1以上から会議の目的である事項を示してその招集を請求した場合は、その請求のあった日から7日以内に臨時理事会を、20日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。

(議決)

第22条 会議は、特に定めた以外の事項については、理事又は評議員の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することはできない。ただし、第10項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

- 2 理事会及び評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事又は出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 評議員会の議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 4 会議に出席することのできない理事又は評議員は、あらかじめその理由を具し、会議の付議事項についてのみ書面をもって表決することができる。
- 5 前項の者は、第1項の適用についてはこれを出席者とみなす。
- 6 理事長は、理事会及び評議員会の議決事項につき、時宜により再議に附することができる。ただし、この場合においては同一事項につき2回を超えることはできない。
- 7 理事会の議事について議長は開催の日時及び場所並びに議決事項及び他の事項について議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。
- 8 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

9 第7項の規定は、評議員会の議事録についても準用する。この場合において、同項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

10 理事会又は評議員会の議事について特別の利害関係を有する理事又は評議員は、議決に加わることができない。

(役員の評議員会出席)

第23条 理事及び監事は、評議員会に出席して、それぞれ意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第6章 資産及び会計

(資産)

第24条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 授業料、入学金、試験料、入園料及び保育料
- (3) 資産より生ずる果実
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第25条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の二種とする。

2 基本財産及び運用財産の区分は、私立学校法施行規則第2条第6項の規定に基づき、別紙財産目録の区分に従うものとする。

3 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、基本財産又は運用財産に編入する。

(資産の処分の制限)

第26条 基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金は、これを消費し又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上止むを得ない事由のあるときは理事の3分の2以上の同意を得て、その一部に限り処分することができる。

(運用財産の保管)

第27条 運用財産のうち現金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託会社に信託するか、又は郵便貯金若しくは銀行預金として、理事長がこれを保管する。

(経費の支弁)

第28条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、資産より生ずる果実、授業料、試験料、入学金、保育料、入園料その他の収入をもって支弁する。

(会計)

第29条 この法人の会計処理は、学校法人会計基準の定めるところによる。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第30条 予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長がこれを編成し、3月の理事会に提出して、理事の3分の2以上の同意を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2 事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとする

ときも、同様とする。

3 次の各号に掲げる事項については、理事長においては、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならぬ。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会においても必要と認めるもの

（決算等）

第31条 決算及び事業の実績は、毎会計年度終了後2月以内に理事長がこれを作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 決算及び事業の実績は、理事長において、監事の意見を附して、5月の評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第32条 予算を以て定めたものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事の3分の2以上の同意がなければならない。

2 この法人の金銭出納については、理事会の定めた規定によるものとする。

第7章 寄附行為の変更及び解散又は合併

（寄附行為の変更）

第33条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事定数及び評議員定数の3分の2以上の議決を得た上、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事定数の3分の2以上の議決を得た上、文部科学大臣に届け出なければならない。

（解散）

第34条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事定数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能になった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第35条 この法人が解散（合併及び破産による解散を除く。）した場合の残余財産は、他の学校法人その他の教育事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人のうちから、理事定数の3分の2以上の同意によって選定された者に帰属する。

(合併)

第36条 この法人が合併しようとする場合は、理事定数の3分の2以上の同意及び評議員会の議決によらなければならない。

2 合併は、文部科学大臣の認可を得なければならない。

第8章 財産目録等の備付及び公告の方法等

(財産目録等の備付及び閲覧)

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第11条第1項第4号に規定する監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えておき、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(公告の方法)

第37条の2 この法人の公告は、学校法人渡辺学園掲示場に掲示して行う。

(書類及び帳簿の備付)

第37条の3 この法人は、第36条第1項及び第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えておかなければならない。

- (1) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

第37条の4 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為の変更認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届け出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿（個人の住所に係る部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の基準

(役員の報酬)

第38条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第9章 補則

(責任の免除)

第39条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第40条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金百万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（施行細則）

第41条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可を得て、組織変更についての登記を完了した日（昭和26年3月14日）からこれを実施する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和29年3月30日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和37年3月23日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和41年3月31日から施行する。

附 則

1 この改正寄附行為は、昭和47年1月6日から施行する。

2 この法人の評議員の選任について、次に掲げる学校の卒業者は、第15条第1項第2号の規定にかかわらず、この法人の設置する学校の卒業者とみなす。

東京裁縫女学校

渡辺女学校

渡辺高等女学校

東京女子専門学校

渡辺女子中学校及び渡辺学園女子中学校

渡辺学園女子高等学校

附 則

この改正寄附行為は、昭和53年2月25日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和59年6月5日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、昭和60年12月25日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成元年3月17日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成5年5月21日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、文部大臣認可の日（平成6年12月21日）から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、文部大臣認可の日（平成7年12月22日）から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、文部大臣認可の日（平成8年3月29日）から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、文部大臣認可の日（平成8年12月19日）から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、文部大臣認可の日（平成9年3月6日）から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成14年7月30日）から施行する。

附 則

- 1 平成17年2月3日文部科学大臣認可のこの改正された寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第7条に規定する理事には、選任の際、現にこの法人の役員又は職員でない者が3名以上及び第8条に規定する監事には、選任の際、現にこの法人の役員又は職員でない者が一名以上含まれるようしなければならない。
- 3 第11条第3号の規定は、平成16年4月1日以後に始まる会計年度に係る監査報告書について適用する。
- 4 第29条の規定は、平成17年4月1日以後の期日をその計画期間の始期とする事業計画について適用する。
- 5 第30条の規定は、平成16年4月1日以後に始まる会計年度に係る決算及び事業の実績について適用する。
- 6 第36条の規定は、平成16年4月1日以後に始まる会計年度に係る財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書について適用する。

附 則

この改正寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

（東京家政大学家政学部環境情報学科及び文学部英語英文学科、心理教育学科の存続に関する経過措置）

東京家政大学家政学部環境情報学科及び文学部英語英文学科、心理教育学科は改正後の寄附行為第5条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この改正寄附行為は、平成21年9月18日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成22年7月28日）から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年1月19日）から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年1月5日）から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成24年12月18日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成25年3月26日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成25年10月31日）から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成26年3月25日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年4月1日）から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成27年3月24日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年4月1日）から施行する。

附 則

平成31年2月4日文部科学大臣認可のこの改正寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

令和2年2月20日文部科学大臣認可のこの改正寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

令和2年3月30日文部科学大臣認可のこの改正寄附行為は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和4年7月12日）から施行する。

2. この改正寄附行為が施行されるときの理事会の任期満了日までに新たに理事となった者の任期は、第13条第1項に関わらず当該理事会の任期満了日までとする。

附 則

この改正寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。